# 鹿児島県公報

令和3年4月2日(金)第196号



発 行 鹿 児 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

(選挙管理委員会取扱い) 15

次 目

(※については例規集登載事項) ページ 示 ○指定希少野生動植物の指定(※) (自然保護課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2 ○保安林の指定 ○保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 2 ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4 ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(高齢者生き生き推進課取扱い)5 ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定の 取消し (雇用労政課取扱い) 5 ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定 (雇用労政課取扱い) 5 ○県営土地改良事業の計画の決定(2件) (農地整備課取扱い) 5 ○県営土地改良事業に係る換地処分(2件) (農地整備課取扱い) 6 ○公共測量の終了(4件) (監理課取扱い) 6 ○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 7 ○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 7 ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 7 ○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 9 ○十砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 12 告 ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 14

選挙管理委員会告示

# 鹿児島県告示第474号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例(平成15年鹿児島県条例第11号)第9条第1項 の規定により,次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和3年4月2日

○市町村の区域を分けて開票区を設置

鹿児島県知事 塩田康一

分	類	種 名(和名)	種 名(学 名)	科 名
動	物	ヤシガニ	Birgus latro	オカヤドカリ
				科
動	物	リュウキュウサワガニ	Geothelphusa obtusipes	サワガニ科
植	物	イワギリソウ	Opithandra primuloides	イワタバコ科
植	物	ヤマシャクヤク	Paeonia japonica	ボタン科
植	物	サルメンエビネ	Calanthe tricarinata	ラン科

#### 鹿児島県告示第475号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

垂水市田神字岩戸ノ上1502番, 1503番, 1503番乙, 1512番イ, 1513番, 1514番, 1514番乙

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第476号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 姶良市北山字岩山段3148番
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び姶良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第477号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の 交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院	従事する病院又は診療所			
医師の氏名	名 称	所 在 地	目	日	
野田 一成	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之	内科	令和3年	
		上1700番地22		3月25日	
齋藤 学	薩摩川内市下甑手打	薩摩川内市下甑町手	内科	令和3年	
	診療所	打956番地		3月25日	
中村 貴宏	曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野	整形外科	令和3年	
		894		3月25日	

# 鹿児島県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

		薬	j	指定年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
かもめ薬局		枕崎	市港町117番地	令和3年	育成医療・更
				4月1日	生医療

# 鹿児島県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

		70.70	HO > I VIII J	- IIII   / / /
	薬	局	更新年月	自立支援医療
名	称	所 在 地	日	の種類
きりん薬局		鹿屋市笠之原町29番23号	令和3年	育成医療・更
			4月1日	生医療

# 鹿児島県告示第480号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次 のとおり廃止の届出があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

事業	業 所	指定	指定居宅サービス事業者			
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
デイサービス和	奄美市名瀬古田	株式会社和月	奄美市名瀬末広	白浜 和晃	令和3年	通所介護
月	町3番地13		町16番1号2階		3月31日	
短期入所施設南	肝属郡東串良町	有限会社南の太	肝属郡東串良町	向井 和郎	令和3年	短期入所
の太陽	新川西1367番地	陽	新川西1367番地		4月1日	生活介護
	1		1			

#### 鹿児島県告示第481号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅 サービス事業者として指定した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

事	業 所		申 請 者		化宁仁日	.H 18 7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
チームヘルパー	姶良市下名2992	社会福祉法人松	鹿児島市西別府	中村奈美子	令和3年	訪問介護
やすらぎの里	番地	恵会	町1920番地		4月1日	
ヘルパーステー	奄美市名瀬和光	合同会社ライフ	奄美市名瀬和光	牧 浩一郎	令和3年	訪問介護
ションライフぴ	町 5-12	ぴあ	町 5-12		4月1日	
あ						
宮薗訪問リハビ	指宿市開聞十町	医療法人慈光会	指宿市開聞十町	宮薗 尊仁	令和3年	訪問リハ
リテーション	1266番地		1266番地		4月1日	ビリテー
						ション
デイサービスセ	姶良市下名2992	社会福祉法人松	鹿児島市西別府	中村奈美子	令和3年	通所介護
ンターやすらぎ	番地	恵会	町1920番地		4月1日	
の里						
特別養護老人ホ	姶良市下名2992	社会福祉法人松	鹿児島市西別府	中村奈美子	令和3年	短期入所
ームやすらぎの	番地	恵会	町1920番地		4月1日	生活介護
里						
介護付有料老人	指宿市開聞十町	KEITOKU	指宿市開聞十町	德永 恭子	令和3年	特定施設
ホーム愛	1305番地	GROUP株式	1330番地 1		4月1日	入居者生
		会社				活介護

# 鹿児島県告示第482号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

施	設	指定介護	长安左日	T 18 -2		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
特別養護老人ホ	姶良市下名2992	社会福祉法人松	鹿児島市西別府	中村奈美子	令和3年	介護福祉
ームやすらぎの	番地	恵会	町1920番地		4月1日	施設サー
里						ビス

# 鹿児島県告示第483号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

施	設	指定介護	位 11 左 11	11. 12.7		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	日 日 日	サービスの種類
医療法人来仙医	出水市野田町下	医療法人来仙医	出水市野田町下	来仙 隆洋	令和3年	介護療養
院	名6909番地	院	名6909番地		3月31日	施設サー
						ビス

# 鹿児島県告示第484号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業 者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

事業	業 所	指定介		11. 18 =		
h th	= + 14	h th	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名称	所在地	名	日	の種類
短期入所施設南	肝属郡東串良町	有限会社南の太	肝属郡東串良町	向井 和郎	令和3年	介護予防
の太陽	新川西1367番地	陽	新川西1367番地		4月1日	短期入所
	1		1			生活介護

#### 鹿児島県告示第485号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

令和3年4月2日

塩田康一 鹿児島県知事

事	業 所		申請者		指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指 疋 年 月 日	の種類
宮薗訪問リハビ	指宿市開聞十町	医療法人慈光会	指宿市開聞十町	宮薗 尊仁	令和3年	介護予防
リテーション	1266番地		1266番地		4月1日	訪問リハ
						ビリテー
						ション
特別養護老人ホ	姶良市下名2992	社会福祉法人松	鹿児島市西別府	中村奈美子	令和3年	介護予防
ームやすらぎの	番地	恵会	町1920番地		4月1日	短期入所
里						生活介護

# 鹿児島県告示第486号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第32条第1項の規定により、 障害者就業・生活支援センターの指定を次のとおり取り消した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

					· - · - · · · · · · · · · · · · · · · ·	
夕	名 称 住 所		所	事務所の名称	事務所の所在地	取消年月
41	<i>1</i> 7/1\	Ц	ולו	予伤別の名称	ず物がりがは地	日
社会福祉	法人天	肝属郡肝	F付町後	おおすみ障害者就業	鹿屋市向江町29番	令和3年
上会		田5501番	<b>ទ</b> 地	・生活支援センター	2 号	3月31日

#### 鹿児島県告示第487号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第1項の規定により、 同法第28条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

						<i>р</i> ауаруучучучу	<u> </u>
	名	称	住	所	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月 日
1	社会福祉	业法人敬	鹿屋市	今坂町	おおすみ障害者就業	鹿屋市向江町29番	令和3年
,	心会		12405番	地47	・生活支援センター	2 号	4月1日

#### 鹿児島県告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業競 争力強化農地整備(中山間地域型)(農業用用排水施設整備及び区画整理)皆田地区の計画を

定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
  - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和3年4月5日から同年5月6日まで

3 縦覧場所

日置市役所農地整備課

# 鹿児島県告示第489号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業農地中間管理機構関連農地整備(区画整理)七村地区の計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
  - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 令和3年4月5日から同年5月6日まで
- 3 縦覧場所
  - 曽於市役所耕地課
  - 曾於市大隅支所產業振興課
  - 曾於市財部支所產業振興課

# 鹿児島県告示第490号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備(生産基盤型)浦谷地区歌丸換地区の換地計画に係る換地処分を、令和3年3月15日に行った。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

# 鹿児島県告示第491号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備(生産基盤型)浦谷地区名主段換地区の換地計画に係る換地処分を、令和3年3月15日に行った。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第492号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 鹿児島県道路公社理事長から令和3年2月2日鹿児島県告示第118号で告示した公共測量の実 施は、令和3年3月12日終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第493号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和2年10月13日鹿児島県告示第886号で告示した公共測量の実施は、令和3年2月26日終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第494号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和2年12月15日鹿児島県告示第1106号で告示した公共測量の実施は、令和3年1月29日終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

# 鹿児島県告示第495号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和3年1月8日鹿児島県告示第9号で 告示した公共測量の実施は、令和3年2月26日終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,令和3年4月2日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

			).	<b>毘児島県知</b> 事	
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	木場吉松えび の線姶良郡湧水町北方字麦生田 2360番1地先から同町北方 字九日田2966番1地先まで			9.7~44.8 9.5~16.5	185. 2 167. 3

# 鹿児島県告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年4月2日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			り 朔 ロ
県道	木場吉松えびの	姶良郡湧水町北方字麦生田2360番1地先から同町北	令和3年
	線	方字九日田2966番1地先まで	4月2日

# 鹿児島県告示第498号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。 なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。 令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生		
	巾町村名	工 砂 災 善 警 戕 区 墩 の 名 杯
現象の種類		
工原現象 (日本の)	市町村名 目置市	ます。
		急・宮坂1, 急・宮坂2, 急・小牧2, 急・多宝寺9, 急
		・小牧10, 急・北湯之元1, 急・南湯之元7, 急・天昌寺 2, 急・榎下1, 急・浜田中1, 急・川久保1, 急・下草
		2, 急・復下1, 急・浜田中1, 急・川久保1, 急・下阜 田3, 急・中草田2, 急・中草田3, 急・中草田4, 急・
		上草田1,急・永吉ふもと1,急・永吉ふもと3,急・梅

		里下1,急・小山田1,急・小山田2,急・梅里2,急・七呂1,急・鍋谷2,急・松下1,急・松下2,急・小永吉1,急・下与倉1,急・坊野下1,急・川口1,急・毘沙門6及び急・毘沙門7
土石流	日置市	土・麦生田西1, 土・郡上1, 土・中川1, 土・鍋ヶ原1, 土・市来2, 土・市来1, 土・立和名1, 土・立和名2, 土・桑木野1, 土・立和名5, 土・重平山3, 土・城之町 上3, 土・城之町上4, 土・上伊作田1, 土・上伊作田2, 土・城之町上5, 土・城之町上6, 土・城之町上7, 土・ 麓上1, 土・麓上2, 土・麓上3, 土・麓上4, 土・下義 母上2, 土・下義母上3, 土・龍上4, 土・下義 母上2, 土・下義母上3, 土・北湯之元1, 土・南湯之元 1, 土・南湯之元2, 土・南湯之元3, 土・南湯之元4, 土・梅里下1, 土・梅里下2, 土・梅里1, 土・印口1, 土・印口2, 土・印口3, 土・鍋谷2, 土・鍋谷3, 土・草原2, 土・笠ヶ野2, 土・笠ヶ野3, 土・笠ヶ野4, 土・笠ヶ野5, 土・草見1, 土・諏訪1, 土・諏訪2, 土・諏訪3, 土・中牟礼1, 土・古里1及び土・狩谷1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第499号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

		此九齿朱刈事 塩山水
土砂災害の発生		
原因となる自然   ī	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	日置市	急・山下1,急・伊勢ノ上1,急・植木山1,急・福利ヶ
		迫1,急・伊勢ノ上2,急・つつじヶ丘1,急・小原4,
		急・胡羅久田1, 急・寺跡1, 急・中島1, 急・麦生田西
		1, 急・麦生田西3, 急・麦生田西4, 急・麦生田下1,
		急・麦生田下2,急・麦生田下3,急・麦生田下4,急・
		麦生田下5, 急・麦生田中1, 急・麦生田中2, 急・麦生
		田中3, 急・麦生田中4, 急・麦生田中5, 急・鍋ヶ原1,
		急・鍋ヶ原2,急・下土橋1,急・下土橋2,急・下土橋
		3, 急・下土橋4, 急・下土橋5, 急・下土橋6, 急・上
		土橋1、急・上土橋2、急・上土橋3、急・竹之山1、急
		・竹之山2, 急・竹之山3, 急・竹之山4, 急・竹之山5,
		急・竹之山6、急・上土橋4、急・上土橋5、急・上土橋
		6, 急・中川1, 急・中川2, 急・中川3, 急・中川4,
		急・中川 5 , 急・中川 6 , 急・麦生田西 5 , 急・麦生田東
		1, 急・麦生田東2, 急・麦生田東3, 急・麦生田東4,
		急・鍋ヶ原3,急・猪鹿倉1,急・猪鹿倉2,急・猪鹿倉
		3, 急・猪鹿倉4, 急・猪鹿倉5, 急・猪鹿倉6, 急・清
		藤1,急・下大迫1,急・切道1,急・下谷口1,急・清
		水馬場1,急・天神馬場3,急・平楠1,急・川之上1,
		急・平楠2, 急・下谷口2, 急・下谷口3, 急・永山1,
		急・下谷口4, 急・下谷口5, 急・下谷口6, 急・松木田
•	i	•

1, 急・下谷口7, 急・三破レ1, 急・下ノ園1, 急・下 谷口9, 急・下谷口10, 急・下京迫1, 急・下谷口11, 急 ・下谷口12, 急・下谷口13, 急・山中1, 急・山中2, 急 ・下平1, 急・下平2, 急・下平3, 急・清藤2, 急・清 藤3, 急・清藤4, 急・清藤5, 急・桑迫1, 急・清藤6, 急・下土橋7,急・中川7,急・中川8,急・中川9,急 ・中川10, 急・中川11, 急・山下平1, 急・下片白1, 急 ・麦田1, 急・原ノ下1, 急・船崎平1, 急・上原平1, 急・中尾1, 急・高井野上1, 急・上穴山1, 急・芝居段 1, 急・下梨子木野平1, 急・熊鷹山1, 急・梅木1, 急 ・梅木22, 急・梅木5, 急・梅木6, 急・梅木7, 急・梅 木9, 急・梅木11, 急・梅木15, 急・梅木16, 急・立和名 6, 急・高塚東2, 急・田代東3, 急・田代東5, 急・上 久見迫1, 急・井手原1, 急・西ノ田1, 急・前田1, 急 ・松尾1, 急・下タラ山1, 急・大平1, 急・端丸1, 急 ・桐ヶ迫1,急・枯松ヶ迫1,急・弓場ヶ迫1,急・弓場 ヶ迫2, 急・桃木ヶ瀬戸1, 急・上郷戸1, 急・伊勢ノ上 3, 急・田代東7, 急・梅木21, 急・城之町上3, 急・城 之町上4, 急・下養母上1, 急・上伊作田1, 急・城之町 上6, 急・城之町上7, 急・坂之上下1, 急・坂之上下2, 急・杉之迫1,急・麓下10,急・麓上1,急・麓上2,急 ・麓上4, 急・麓上7, 急・下養母下2, 急・下養母下3, 急・下養母下4,急・下養母下5,急・下養母上4,急・ 下養母上5, 急・下養母上6, 急・下養母上7, 急・中野 5, 急・中野6, 急・樋掛1, 急・宮之脇1, 急・山下2, 急・塩入1, 急・永山平1, 急・立元原1, 急・北薗1, 急・小田峯1, 急・小田峯2, 急・西小薗平1, 急・米丸 平1、急・辻ノ薗1、急・牧ノ口1、急・柊木元1、急・ 下方限1, 急・下谷口8, 急・上坂元田1, 急・堂ノ迫1, 急・荒瀬田1, 急・湯牟田1, 急・坂中1, 急・瀬戸山1, 急・宮脇1, 急・山口1, 急・並松1, 急・西ノ下里1, 急・肥後迫1、急・島ヶ宇都1、急・タカス掘1、急・上 園迫1, 急・堂ノ迫2, 急・桑水1, 急・崩下1, 急・山 内1, 急・諏訪前1, 急・上山内1, 急・屋敷添1, 急・ 越段1, 急・水流1, 急・前牟田1, 急・六反1, 急・塔 原1, 急・馬場下1, 急・片平1, 急・込原1, 急・五反 田1, 急・伊牟田1, 急・寒水山1, 急・外園1, 急・外 園2,急・山中3,急・宮路迫1,急・樋掛下1,急・西 ノ迫1, 急・下御領1, 急・榎木田1, 急・砂入1, 急・ 永山2, 急・永山3, 急・段ノ前1, 急・諏訪迫1, 急・ 山ノ口1,急・上井手1,急・山王後1,急・前田2,急 ・山内2, 急・上ノ園1, 急・宇都平1, 急・廣過木1, 急・山内3,急・小野1,急・下田尻1,急・下田尻3, 急・中田尻3,急・中津1,急・中津2,急・今田2,急 ・伊作1, 急・多宝寺1, 急・多宝寺2, 急・豊後田1, 急・大工園1,急・大工園2,急・管牟田1,急・本寺1, 急・向与倉1,急・亀尾1,急・並松2,急・柱野1,急 ・栄林1, 急・一ノ谷1, 急・射場元1, 急・下ノ小坂1, 急・牛落1, 急・風穴平1, 急・多宝寺8, 急・入来浜1, 急・上中之里1,急・上中之里2,急・宮坂1,急・宮坂

2, 急・小牧2, 急・多宝寺9, 急・小牧10, 急・北湯之 元1, 急・南湯之元7, 急・大牟田迫1, 急・庵之宇都1, 急・秋水1, 急・ウケロ1, 急・柳原1, 急・宮之山1, 急・宇堂迫1,急・吉迫1,急・田之尻1,急・大山1, 急・大平野1,急・堀ヶ瀬戸1,急・笛ヶ竹1,急・天昌 寺2, 急・榎下1, 急・浜田中1, 急・川久保1, 急・下 草田3, 急・中草田2, 急・中草田3, 急・中草田4, 急 ・上草田1,急・永吉ふもと1,急・永吉ふもと3,急・ 常堀1, 急・小平1, 急・山瀬戸1, 急・出口1, 急・馬 渡1, 急・上床1, 急・今村1, 急・荷付石1, 急・塩水 流1,急・穴ヶ原1,急・内林1,急・小峰原3,急・助 代1, 急・大岩ノ平1, 急・梅里下1, 急・小山田1, 急 ・小山田2, 急・梅里2, 急・七呂1, 急・鍋谷2, 急・ 松下1, 急・松下2, 急・小永吉1, 急・下与倉1, 急・ 坊野下1, 急・根切松1, 急・射場宇都1, 急・小原5, 急・長迫平1,急・新木場1,急・平鹿倉西1,急・菖蒲 賀本1,急・楠の下1,急・古瀬戸迫1,急・鶴山1,急 ・下戸1, 急・赤崎1, 急・麦田2, 急・麦田3, 急・川 口1, 急・毘沙門6, 急・毘沙門7, 急・岩井田1, 急・ 本山1, 急・上六反田1, 急・立花1, 急・城ノ尾1, 急 ・小吹1, 急・瀬ノ下1, 急・掛下1, 急・上菱ヶ宇都1, 急・白井月1,急・平田堀1及び急・笛ヶ竹2

土石流 日置市

土・下梨子木野平1,土・麦生田西1,土・郡上1,土・ 中川1, 土・鍋ヶ原1, 土・市来2, 土・市来1, 土・上 片白1, 土・ビワノ首1, 土・安徳1, 土・石原1, 土・ 上梨子木野平1, 土・下タラ山1, 土・宇都山1, 土・瀬 戸ノ上1, 土・立和名1, 土・立和名2, 土・桑木野1, 土・立和名5, 土・重平山3, 土・鉾谷1, 土・鉾谷2, 土・桃木ヶ瀬戸1,土・桃木ヶ瀬戸2,土・上郷戸1,土 ・桑木田1, 土・片鹿倉1, 土・城之町上3, 土・城之町 上4, 土・上伊作田1, 土・上伊作田2, 土・城之町上5, 土・城之町上6, 土・城之町上7, 土・山田1, 土・本迫 1, 土・向枝迫1, 土・麓上1, 土・麓上2, 土・麓上3, 土・麓上4,土・下養母上2,土・下養母上3,土・笹ヶ 迫1, 土・後臼ヶ平1, 土・大迫1, 土・大平1, 土・北 湯之元1,土・南湯之元1,土・南湯之元2,土・南湯之 元3, 土・大工園1, 土・大工園2, 土・向与倉1, 土・ 小原2, 土・山口1, 土・栄林1, 土・梅木ヶ谷1, 土・ 黒瀬見1, 土・塩水流迫1, 土・塩水流1, 土・柳原1, 土・登尾1,土・麦ヶ迫1,土・麦ヶ迫2,土・南湯之元 4, 土・梅里下1, 土・梅里下2, 土・垂門1, 土・松ヶ 平1, 土・吉迫1, 土・楠バエ1, 土・楠バエ2, 土・楠 バエ3, 土・西之迫1, 土・西野迫1, 土・中馬山1, 土 ・田之尻1, 土・荒谷口1, 土・原1, 土・大平野1, 土 ・河野1, 土・梅里1, 土・印口1, 土・印口2, 土・大 川路1, 土・瀬見1, 土・河野2, 土・堀ヶ瀬戸1, 土・ 堀ヶ瀬戸2, 土・扇山1, 土・場貫1, 土・笛ヶ竹1, 土 ・笛ヶ竹2, 土・荷付石1, 土・菖蒲ヶ谷1, 土・涼石1, 土・塩水流2, 土・印口3, 土・鍋谷2, 土・鍋谷3, 土 ・渡瀬口1, 土・射場宇都1, 土・塩水流東迫1, 土・小

		峰前1, 土・金剛野1, 土・庭阪1, 土・宇都口1, 土・ 北平1, 土・石橋1, 土・長尾ノ平1, 土・中1, 土・草 原2, 土・笠ヶ野2, 土・笠ヶ野3, 土・笠ヶ野4, 土・ 笠ヶ野5, 土・草見1, 土・諏訪1, 土・諏訪2, 土・諏 訪3, 土・中牟礼1, 土・古里1, 土・狩谷1, 土・柿ノ 谷1, 土・後谷1, 土・八木山1, 土・外戸口1, 土・岩 殿寺1及び土・小原1
地滑り	日置市	地・日吉1,地・毘沙門1及び地・城ノ下1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河 川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ いては,次の図のとおりとする。

令和3年4月2日

		鹿児島県知事 塩田康一
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	日置市	急・山下1,急・伊勢ノ上1,急・植木山1,急・福利ヶ
		迫1,急・伊勢ノ上2,急・つつじヶ丘1,急・小原4,
		急・胡羅久田1,急・寺跡1,急・中島1,急・麦生田西
		1, 急・麦生田西3, 急・麦生田西4, 急・麦生田下1,
		急・麦生田下2, 急・麦生田下3, 急・麦生田下4, 急・
		麦生田下5, 急・麦生田中1, 急・麦生田中2, 急・麦生
		田中3, 急・麦生田中4, 急・麦生田中5, 急・鍋ヶ原1,
		急・鍋ヶ原2、急・下土橋1、急・下土橋2、急・下土橋
		3, 急・下土橋4, 急・下土橋5, 急・下土橋6, 急・上
		土橋1,急・上土橋2,急・上土橋3,急・竹之山1,急
		・竹之山2, 急・竹之山3, 急・竹之山4, 急・竹之山5,
		急・竹之山6, 急・上土橋4, 急・上土橋5, 急・上土橋
		6, 急・中川1, 急・中川2, 急・中川3, 急・中川4,
		急・中川5,急・中川6,急・麦生田西5,急・麦生田東
		1, 急・麦生田東2, 急・麦生田東3, 急・麦生田東4,
		急・鍋ヶ原3,急・猪鹿倉1,急・猪鹿倉2,急・猪鹿倉
		3, 急・猪鹿倉4, 急・猪鹿倉5, 急・猪鹿倉6, 急・清
		藤1, 急・下大迫1, 急・切道1, 急・下谷口1, 急・清
		水馬場1, 急・天神馬場3, 急・平楠1, 急・川之上1,
		急・平楠2, 急・下谷口2, 急・下谷口3, 急・永山1,
		急・下谷口4, 急・下谷口5, 急・下谷口6, 急・松木田
		1, 急・下谷口7, 急・三破レ1, 急・下ノ園1, 急・下
		谷口9, 急・下谷口10, 急・下京迫1, 急・下谷口11, 急
		・下谷口12, 急・下谷口13, 急・山中1, 急・山中2, 急
		・下平1, 急・下平2, 急・下平3, 急・清藤2, 急・清
		藤3, 急・清藤4, 急・清藤5, 急・桑迫1, 急・清藤6,
		急・下土橋7,急・中川7,急・中川8,急・中川9,急
		・中川10, 急・中川11, 急・山下平1, 急・下片白1, 急
		・麦田1, 急・原ノ下1, 急・船崎平1, 急・上原平1,

急・中尾1,急・高井野上1,急・上穴山1,急・芝居段 1, 急・下梨子木野平1, 急・熊鷹山1, 急・梅木1, 急 ・梅木22, 急・梅木5, 急・梅木6, 急・梅木7, 急・梅 木9, 急・梅木11, 急・梅木15, 急・梅木16, 急・立和名 6, 急・高塚東2, 急・田代東3, 急・田代東5, 急・上 久見迫1,急・井手原1,急・西ノ田1,急・前田1,急 ・松尾1, 急・下タラ山1, 急・大平1, 急・端丸1, 急 ・桐ヶ迫1,急・枯松ヶ迫1,急・弓場ヶ迫1,急・弓場 ヶ迫2,急・桃木ヶ瀬戸1,急・上郷戸1,急・伊勢ノ上 3, 急・田代東7, 急・梅木21, 急・城之町上3, 急・城 之町上4, 急・下養母上1, 急・上伊作田1, 急・城之町 上6, 急・城之町上7, 急・坂之上下1, 急・坂之上下2, 急・杉之迫1,急・麓下10,急・麓上1,急・麓上2,急 ・麓上4, 急・麓上7, 急・下養母下2, 急・下養母下3, 急・下養母下4,急・下養母下5,急・下養母上4,急・ 下養母上5, 急・下養母上6, 急・下養母上7, 急・中野 5, 急・中野6, 急・樋掛1, 急・宮之脇1, 急・山下2, 急・塩入1, 急・永山平1, 急・立元原1, 急・北薗1, 急・小田峯1, 急・小田峯2, 急・西小薗平1, 急・米丸 平1, 急・辻ノ薗1, 急・牧ノ口1, 急・柊木元1, 急・ 下方限1,急・下谷口8,急・上坂元田1,急・堂ノ迫1, 急・荒瀬田1, 急・湯牟田1, 急・坂中1, 急・瀬戸山1, 急・宮脇1, 急・山口1, 急・並松1, 急・西ノ下里1, 急・肥後迫1,急・島ヶ宇都1,急・タカス掘1,急・上 園迫1, 急・堂ノ迫2, 急・桑水1, 急・崩下1, 急・山 内1, 急・諏訪前1, 急・上山内1, 急・屋敷添1, 急・ 越段1, 急・水流1, 急・前牟田1, 急・六反1, 急・塔 原1, 急・馬場下1, 急・片平1, 急・込原1, 急・五反 田1, 急・伊牟田1, 急・寒水山1, 急・外園1, 急・外 園2, 急・山中3, 急・宮路迫1, 急・樋掛下1, 急・西 ノ迫1, 急・下御領1, 急・榎木田1, 急・砂入1, 急・ 永山2, 急・永山3, 急・段ノ前1, 急・諏訪迫1, 急・ 山ノ口1, 急・上井手1, 急・山王後1, 急・前田2, 急 ・山内2, 急・上ノ園1, 急・宇都平1, 急・廣過木1, 急・山内3, 急・小野1, 急・下田尻1, 急・下田尻3, 急・中田尻3,急・中津1,急・中津2,急・今田2,急 ・伊作1, 急・多宝寺1, 急・多宝寺2, 急・豊後田1, 急・大工園1, 急・大工園2, 急・管牟田1, 急・本寺1, 急・向与倉1, 急・亀尾1, 急・並松2, 急・柱野1, 急 ・栄林1, 急・一ノ谷1, 急・射場元1, 急・下ノ小坂1, 急・牛落1, 急・風穴平1, 急・多宝寺8, 急・入来浜1, 急・上中之里1, 急・上中之里2, 急・宮坂1, 急・宮坂 2, 急・小牧2, 急・多宝寺9, 急・小牧10, 急・北湯之 元1, 急・南湯之元7, 急・大牟田迫1, 急・庵之宇都1, 急・秋水1, 急・ウケロ1, 急・柳原1, 急・宮之山1, 急・宇堂迫1, 急・吉迫1, 急・田之尻1, 急・大平野1, 急・堀ヶ瀬戸1, 急・笛ヶ竹1, 急・天昌寺2, 急・榎下 1, 急・浜田中1, 急・川久保1, 急・下草田3, 急・中 草田2, 急・中草田3, 急・中草田4, 急・上草田1, 急 ・永吉ふもと1,急・永吉ふもと3,急・常堀1,急・小

		平1,急・山瀬戸1,急・出口1,急・馬渡1,急・上床 1,急・今村1,急・荷付石1,急・塩水流1,急・穴ヶ 原1,急・内林1,急・小峰原3,急・助代1,急・大岩 ノ平1,急・梅里下1,急・小山田1,急・小山田2,急 ・梅里2,急・七呂1,急・鍋谷2,急・松下1,急・松 下2,急・小永吉1,急・下与倉1,急・坊野下1,急・ 根切松1,急・射場宇都1,急・小原5,急・長迫平1, 急・新木場1,急・平鹿倉西1,急・菖蒲賀本1,急・楠 の下1,急・古瀬戸迫1,急・鶴山1,急・下戸1,急・ 赤崎1,急・麦田2,急・麦田3,急・川口1,急・毘沙 門6,急・毘沙門7,急・岩井田1,急・本山1,急・上 六反田1,急・立花1,急・城ノ尾1,急・小吹1,急・ 瀬ノ下1,急・掛下1,急・上麦ヶ宇都1,急・白井月1, 急・平田堀1及び急・笛ヶ竹2
土石流	日置市	土・麦生田西1、土・郡上1、土・中川1、土・市来1、土・安徳1、土・下タラ山1、土・宇都山1、土・瀬戸ノ上1、土・桑木野1、土・立和名5、土・重平山3、土・鉾谷1、土・鉾谷2、土・桃木ヶ瀬戸1、土・桃木ヶ瀬戸2、土・桑木田1、土・片鹿倉1、土・城之町上3、土・城之町上4、土・上伊作田1、土・城之町上5、土・城之町上4、土・上伊作田1、土・城之町上5、土・城之町上6、土・山田1、土・下養母上3、土・佐ヶ平1、土・産上1、土・南湯之元3、土・大田園1、土・大田園2、土・向与倉1、土・川瀬2、土・山口1、土・栄林1、土・梅木ヶ谷1、土・黒瀬見1、土・塩水流1、土・南湯之元3、土・西之自1、土・南湯之元4、土・南湯之元4、土・南湯之元1、土・南湯之元1、土・南湯之元1、土・南湯之元1、土・土・塩水流1、土・柳原1、土・大田口1、土・・岩山1、土・南湯之元4、土・・・両り1、土・村田口2、土・大川路1、土・中馬山1、土・阿野1、土・町口2、土・大川路1、土・瀬見1、土・河野2、土・堀ヶ瀬戸1、土・直3、土・瀬月1、土・山町1、土・塩水流2、土・端谷2、土・当端口1、土・北平1、土・田1、土・長尾ノ平1、土・中1、土・市1、土・東京2、土・笠ヶ野2、土・笠ヶ野3、土・笠ヶ野4、土・吉里1、土・ゲ谷1、土・市1、土・古里1、土・が谷1、土・市1、土・古里1、土・が谷1、土・市1、土・市1、土・市1、土・市1、土・市1、土・市1、土・市1、土・市

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

# 公告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 霧島市国分福島三丁目590番16,591番1,591番2及び592番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 霧島市国分府中町13番28号 株式会社フジトモ不動産販売 代表取締役 佐藤朋春

# 選挙管理委員会告示

# 鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により市町村の区域を分けて次の とおり開票区を設け、同条第3項の規定によりその旨告示する。

なお,平成17年8月19日鹿児島県選挙管理委員会告示第27号(市町村の区域を分けて開票区 を設置)は,廃止する。

令和3年4月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

		RAPINE TELESCOPE FINANCE
市名	開 票 区 名	同左区域
薩摩川内市	薩摩川内市第1開票区	川内,樋脇,入来,東郷,祁答院地域
	薩摩川内市第2開票区	里,上甑,下甑,鹿島地域